



安全な道、未来へ



道路の状態を良好に

日常生活には欠かせない生活基盤である道路。

普段私たちが当たり前利用している多くの道路は、
幾度となく修繕を積み重ねて、何十年と生き続けます。

今号では道路を守るために日々現場へ向かう職員の
活動に迫ります。

【問合】 土木管理課 ☎ 754・6378(道路)
☎ 754・6270(水路)

市内には約1,200本の市道が張り巡らされており、その総延長は約214kmにもなります。この長さは直線距離にすると、本市から静岡県や広島県に到達する距離とほぼ同じです。

道路を常時良好な状態に保つため、道路の清掃や除草、街路樹の剪定といった道路の機能や構造を保持すること、舗装の補修や橋梁の耐震補強といった道路の損傷した構造を当初の状態に回復させることなどを行います。



市内の工事をのぞいてみよう！

市内では日々、さまざまな工事を行っています。
完成した工事の一部を紹介します。

舗装工事（市道池田箕面線）

舗装面が劣化・損傷した路線を対象に、安全で快適に通行できるように舗装を打ち替える工事を行っています。また上下水道の工事と一体となって舗装工事を行うなど、予算軽減にも努めています。



橋梁工事さびがわ（鏑川7号）

市内の管理橋梁は大小含め126橋、横断歩道橋は9橋あります。そのうち建設後50年を経過する橋梁は約73%を占めます。長寿命化計画に基づき、経年劣化により損傷したコンクリート構造物に対し、断面を修復するなどの補修工事を行っています。



計画的に修繕

老朽化している道路は、そのままにしておくと市民生活に影響が出るため、日々のパトロールや地域の皆さんの通報などにより、都度修繕を行っています。しかし、一度に全ての修繕を行うことは物理的に困難です。

道路変状（ひび割れや陥没など）・修繕履歴・交通量などを総合的に判断し、計画的に修繕を行います。

また、緊急性を伴う場合は、至急現場に向かい、修繕を行う場合もあります。

交通安全対策工事（市道池田南第50号線）

通学路を含めた子どもの移動経路において、車の運転者に注意を促し、児童や生徒の安全を確保することを目的に路側帯を緑色に着色しています。



年700件以上の出動

道路管理の 現場に密着!!



道路は皆さんの生活に欠かせないものです。

そのため職員は普段から道路の状況に目を光らせ、破損などを発見した場合は修繕をするように努めています。また台風や集中豪雨などの災害が発生した後は迅速な対応が求められ、至急現場に向かい、復旧作業に追われることもあります。

年700件以上の道路に関する情報提供や要望を受け、出動している職員。今日も道路を守る職員の姿に迫りました。

01 当日の修繕箇所を共有



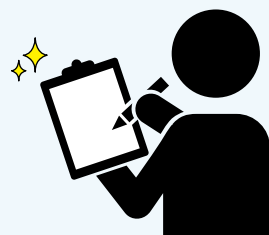
02 必要な資材を 車に積み込む→出発



03 道中も道路の状況を確認 (狭い道も目視で確認)



06 市役所に戻り 完了報告を行って終了



05 溝にたまった土砂なども撤去 補修材で簡易処置



04 破損場所の状態を確認



安全安心な 道路環境をめざして

私は道路破損や雑草の除草、カーブミラーの設置など道路の維持管理に関する業務を行っています。補修が広範囲な場合は工事設計を行い業者を手配しますが、簡易な場合は自ら補修を行います。市内全域を管理していることから、対応に時間を要するところもありますが、地域の声に寄り添い、自ら考え行動することにやりがいを感じています。

夏は、道路の陥没や雑草の繁茂などが多く発生する時期なので、道路で困ったことがあれば気軽にご相談ください。

＼interview／
土木管理課
岐津 貴之 技師



道路側溝にふた掛けをする場合は、 道路工事施行承認の申請が必要です!!

車両の乗り入れや敷地への出入りを目的に道路側溝にふた掛けをする場合は、道路法第24条に基づく道路工事施行承認申請が必要となります。無許可でふた掛けをすると、排水の妨げや通行者などの第三者事故の原因となる可能性があるため、必ず事前に申請を行い、承認を得るようにお願いします。なお、ふた掛けには、構造上の基準があるため、事前に土木管理課にご相談ください。



狭あい道路整備に関して 助成しています

ID 17352

幅員4m未満の道路に接している建築物の建築行為などに伴って後退部分に係る土地を市へ寄付する所有者に対して、分筆・登記費、舗装工事費、側溝工事費の一部を助成しています。

～地域の皆様のご協力をお願いします～

道路などで困ったら土木管理課に連絡を!

① 道路に関すること

- 道路に変状（陥没やひび割れなど）が生じている。
- 道路側溝やふたが壊れている。
- 道路上に私有地からの植栽が越境している。



② 道路付属物（街路灯・カーブミラーなど）に関すること

- 街路灯が点灯しない、昼間も点灯している。
- カーブミラーの向きがおかしい、鏡面が壊れている。



③ 水路に関すること

- 水路構造物が壊れている。
- 里道、水路から雑草が生い茂っている。



信号機や横断歩道に関することは、池田警察署（☎753・1234）に連絡してください。

LINE通報システムをご利用ください

道路・河川・公園の損傷などは市公式LINEから写真などを添えて簡単に通報できます。

右記二次元コードから友だち追加をして、損傷などを見つけた際は、通報をお願いします。



市公式LINE（ライン）を友だち追加し、トーク画面（メニュー）の便利な機能から「道路などの損傷通報」を選択

LINEでこのまま通報を選択（緊急の場合は電話を選択）

通報する内容を選択

該当する対象物を選択し、写真・損傷状況・位置情報を送信